

南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 9月19日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第32号

南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例（令和4年南知多町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が新設等の技術を有する者として指定したものが施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。